

家畜保健衛生だより

令和5年度 第7号

南樺太において、野鳥で高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）の感染が確認されました！！

ロシア家畜衛生当局から国際獣疫事務局（WOAH）に対する8月4日付け報告で、南樺太において、死亡野鳥（ウミスズメ科の野鳥（種未同定））で、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1 亜型）の感染が3件確認されました。

ウミスズメ科は沿岸部に生息し、まとまって日本に飛来することが注目される鳥種ではないものの、南樺太については、シギ・チドリ類など8月上旬からこの地域を経て、北海道や東北に渡ってくる鳥種もいるほか、秋にはカモ類の飛来ルートにもなるため、この時期に同地域での多数の感染事例が確認されたことは、今後、我が国へのウイルス侵入リスクが高いものと考えられます。

昨年、9月26日には伊勢原市で回収されたハヤブサ1羽から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1 亜型）が検出されました。

鳥インフルエンザの流行するシーズンが近づいてきておりますので、養鶏農家の方々につきましては、従業員・外来業者も含めて、日頃の飼養衛生管理や綿密な健康観察の実施に加え、下記の項目については特に徹底していただき、ウイルス対策に万全を期していただくようお願いいたします。

- ① 家きん飼養農場の防鳥ネットの確認及び破損個所の修繕
- ② 一見隙間がなさそうな家きん舎の侵入口の再点検等の徹底とともに、鶏舎内にウイルスを侵入させないために、フィルター、細霧装置等の設置等による入気口対策の実施
- ③ 堆肥舎や鶏糞搬出口についても防鳥ネット等の覆いの設置
- ④ 感染源となる野鳥・野生動物を近寄らせないための農場内の整理・整頓（カラス等を誘因するこぼれ餌の片付け、止まり木になるような枝の剪定等）
- ⑤ 人・車両の出入りの厳重管理
- ⑥ 農場周辺の消石灰散布など消毒の徹底等による農場へのウイルス侵入防止の徹底

神奈川県湘南家畜保健衛生所

〒259-1215 平塚市寺田縄 345

TEL 0463-58-0152 FAX 0463-58-5679